

令和8年度 大分市電動アシスト自転車普及促進事業 利用規約

(電動アシスト自転車の利用に当たって同意・了承いただきたい事項)

電動アシスト自転車(以下「自転車」)の利用に当たっては、以下の事項に同意・了承していただく必要があります。

○対象者要件

- ・大分市内に住民票を有する18歳以上の人(高校生を除く)
- ・暴力団関係者でないこと

○貸出期間前

- ・安全講習会を受講すること

○貸出期間中

- ・自転車を積極的かつ安全に利用すること
- ・自転車乗車時は必ず自転車ヘルメットを着用すること
- ・自転車を改造しないこと
- ・利用の前に必ず自転車に異常がないか確認すること
- ・自転車乗用中に異常があれば利用を中止し、無理に運転を継続しないこと
- ・標準的な積載量を超えた荷物や過度に重量のある荷物を積んで走行しないこと
- ・自転車に必ず鍵をかける等、盗難防止に努めること
- ・自転車の盗難や異常等があった場合は市へ連絡すること
- ・自転車の利用に当たっては、道路交通法等のルールを遵守すること
- ・自転車乗用中の事故は直ちに状況等を所管の警察および市に連絡し、自身で責任をもって対処すること
- ・第三者に使用させないこと
- ・決められた期限までに自転車を指定した場所へ返却すること
- ・自転車のバッテリー充電に係る電気代を負担すること
- ・大分市外で利用しないこと

○貸出期間後

- ・市が実施するアンケートに協力すること

○その他

- ・自転車の最低身長要件（141 cm）を満たさない、安全に利用できる技量がないなど、自転車に安全に乗ることを推奨できないと認められる場合は、自転車の利用が認められないことがあり得ること
- ・対象者は、電動アシスト自転車の普及促進に努めること
- ・対象者は、自転車ヘルメットの着用促進に努めること
- ・自転車のバッテリー等を含め、貸出時の状態での利用に同意すること
- ・自転車をき損または滅失したときは、直ちにその内容と理由を市に連絡し、市の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復すること
- ・安全講習会受講や自転車返却時に係る交通費は利用者で負担すること
- ・市は、自転車の利用中に発生した事故や損害（本人・第三者・物損を含む）について、一切の責任を負わない。ただし、市の故意または重過失によって生じた損害については、この限りではない。

※市は、個人情報をおこの事業の目的以外には利用しない

※市は、自転車の貸出にあたって、賠償責任保険に加入し、自転車安全整備店による自転車の TS マーク点検整備を実施する